

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 69
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器製造業者の製造方法の技術基準適合命令
概要	市長は、容器製造業者の製造の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該容器製造業者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第41条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第41条第2項 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って容器の製造をすべきことを命ずることができます。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	